

臨時的任用教職員から正規教職員へと引き続き任用された場合の休暇の取扱い

1 年次有給休暇

Q 1 今年の4月1日から正規教職員として採用された者が、3月31日まで臨時的任用教職員として任用されていました。臨時的任用教職員の任用期間に付与された年次有給休暇を繰越してできるのですか。

A 1 1月から8月までの期間に正規教職員となった者が、正規教職員となる前日まで臨時的任用教職員※として任用されていた場合は、正規教職員となる前年度に臨時的任用教職員として付与された年次有給休暇を繰り越す形で、正規採用時点に付与します。

計算方法は次のとおりとなります。

①13日 に

②正規採用の前年12月31日の残日数（上限日数＝臨時的任用教職員としての付与日数を臨時的任用職員としての全体の任用期間で除したものに、前年における任用期間を乗じて得た日数（1日未満の端数は四捨五入）） を加え

③正規採用された年の1月1日から3月31日までに取得した日数を減じて得た日数（0を下回る場合は、0日）

※高知県教育委員会が任用する臨時的任用教職員に限ります。

Q 2 正規教職員1年目に、年次有給休暇の休暇年度が変わる8月31日から9月1日への繰越しする際に、上限日数は何日となりますか。

A 2 上限日数は20日となります。

2 特別休暇

Q 1 臨時的任用教職員の任用期間中に「看護休暇」や「短期介護休暇」を取得している者が、正規教職員1年目に看護休暇を取得する場合には、どの期間に何日取得できますか。

A 1 正規教職員の「看護休暇」、「短期介護休暇」は、特別休暇（有給）です。一方、臨時的任用教職員では、いずれも無給の休暇です。

有給と無給の違いがあることから、臨時的任用教職員の任用期間中にこれらの休暇を取得していても、正規教職員としての取得可能日数に考慮する必要はありません。正規教職員になった後は、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」第12条の表に掲げる日数を上限に、一の年（1月1日から12月31日までの期間）に取得できます。

事例

臨時的任用教職員から正規教職員へと引き続き任用された場合の休暇の取扱い

○年次有給休暇

1 臨時的任用教職員から引き続き正規教職員として任用される場合における年次有給休暇の取扱い

【例1】4月1日付け正規採用の場合 ※年度途中で期限付講師の任用を更新する場合は、任用期間を通算しています。

- ・ H31. 4. 1～R2. 3. 24 期限付講師（年休 付与日数 20 日 3/24 時点の残日数 10 日）
- ・ R2. 4. 1～R3. 3. 31 期限付講師（年休 付与日数 20 日 3/31 時点の残日数 25 日）
※4/1～12/31 の取得日数 3 日、1/1～3/31 の取得日数 2 日（＝③）
- ・ R3. 4. 1～ 正規教員

この場合、計算方法は次のとおりとなります。

①13 日（基本日数）

②12/31 の残日数を A、残日数の上限日数を B とすると、

$$A = 10 \text{ 日 (H31 年度からの繰越分)} + 20 \text{ 日 (R2 年度の付与分)} - 3 \text{ 日 (4/1～12/31 の取得日数)} \\ = 27 \text{ 日}$$

$$B = 20 \text{ 日} \div 12 \text{ 月} \times 9 \text{ 月} = 15 \text{ 日}$$

$A > B$ となるため、②の日数は 15 日

したがって、①＋②－③＝13 日＋15 日－2 日＝26 日 となります。

【例2】1月1日付け正規採用の場合 ※年度途中で任用を更新する場合は、任用期間を通算しています。

- ・ H31. 4. 1～R2. 3. 24 期限付講師（年休 付与日数 20 日 3/24 時点の残日数 5 日）
- ・ R2. 4. 1～R2. 12. 31 期限付講師（年休 付与日数 15 日 12/31 時点の残日数 7 日）
※再度辞令を交付し任期末日を 3/31 から変更、4/1～12/31 の取得日数 13 日
- ・ R3. 1. 1～ 正規教員（4/1 付け採用を前倒し）

①13 日（基本日数）

② $A = 5 \text{ 日 (H31 年度からの繰越分)} + 15 \text{ 日 (R2 年度の付与分)} - 13 \text{ 日 (4/1～12/31 の取得日数)}$
 $= 7 \text{ 日}$

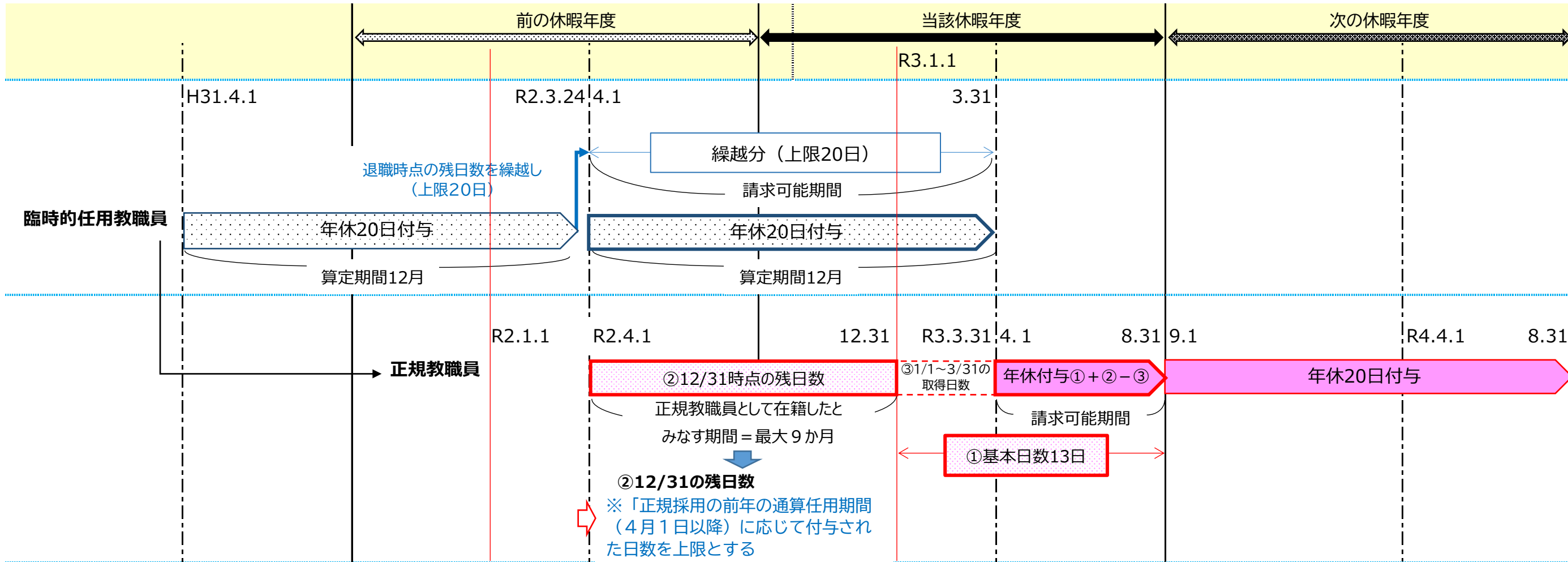
$$B = 20 \text{ 日} \div 12 \text{ 月} \times 9 \text{ 月} = 15 \text{ 日}$$

$A < B$ となるため、②の日数は 7 日

したがって、①＋②＝13 日＋7 日＝20 日 となります（③はないので計算しません）。

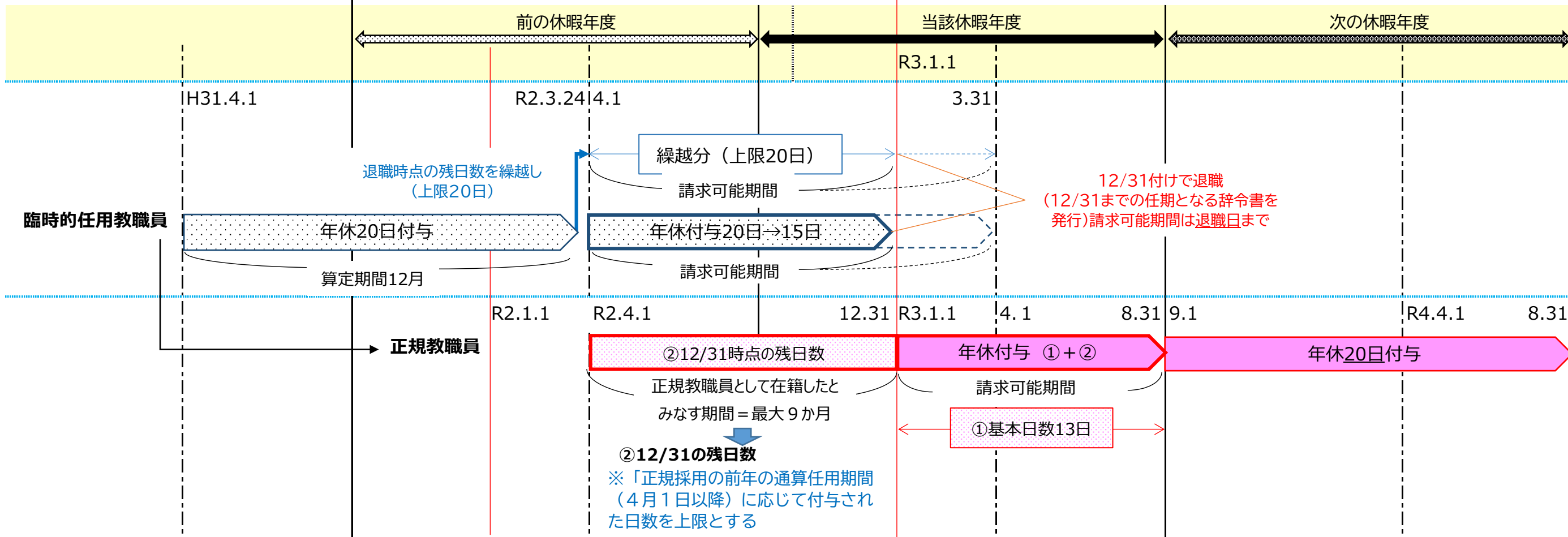
◆ 臨時的任用教職員から正規教職員に引き続き任用される際の年次有給休暇の繰越しについて
 当該休暇年度の前の休暇年度に臨時的任用教職員であった場合（正規教職員として1月～8月に採用）

○ 4月1日付け採用教員の場合



①R3.1.1～R3.3.31に正規教職員として在職したとみなして、20日÷12×8=13.3日（1日未満の端数は四捨五入）→13日
 ②正規教職員となった前年の残日数（臨時的任用教職員の在職期間を正規教職員として在籍したとみなしてその期間に付与される日数を超えるときは、その日数）

○ 1月1日付け採用教員の場合



①R3.1.1～R3.8.31に正規教職員として在職する期間に応じて、20日÷12×8=13.3日（1日未満の端数は四捨五入）→13日
 ②正規教職員となった前年の残日数（臨時的任用教職員の在職期間を正規教職員として在籍したとみなしてその期間に付与される日数を超えるときは、その日数）

任期付教員の休暇の取扱い

任期付教員の勤務時間、休日、休暇は、正規教職員と同じです（育児休業と配偶者同行休業が取得できないことを除けば、分限及び懲戒、職務専念義務の免除を含め、正規教職員と同じ）。

1 年次有給休暇

Q 1 任期付教員には、年次有給休暇を、どの時点で何日付与すればいいですか。

A 1 年次有給休暇の休暇年度は9月1日から翌年の8月31日までの期間ですが、辞令での任用期間は一の年度の範囲となります。そのため、4月1日に任用が開始される場合は8日を付与（8月31日までの期間）します。休暇年度が変わる9月1日に12日を付与（3月31日までの期間）し、あわせて8月31日時点の残日数（その休暇年度に付与された日数を上限とする）を繰り越します。また、年度末においては、残日数をそのまま次の年度に引き継ぎます。

Q 2 正規教員の育休等の要件が変更したために、任期付教員として任用されていた者が、期限付講師（臨時的任用教職員）となった場合、年次有給休暇の引継ぎをどのようにすればいいですか。

A 2 任用形態が変更すれば、新しい任用の規程に基づいて年次有給休暇を再計算します。その際、変更後の任用形態の休暇年度（任用形態が変更した日が属する）における任用期間を通算した期間に応じて付与される日数から、既に取得した日数を差し引いた日数を新たに付与します。

任期付教員候補者名簿に登載されている期間中は、任用形態が変わっても一の年度に付与される年次有給休暇は20日であることに変わりはありません。

Q 3 任期付教員候補者名簿に登載される前に、期限付講師として勤務していた場合、年次有給休暇を繰り越すことができますか。

A 3 任期付教員の任用開始日の前日まで期限付講師（臨時的任用教職員※）として任用されていれば、期限付講師の任用期間中に付与された日数を繰り越す形で、任期付教員の任用開始時に付与日数を計算します。計算方法は、期限付講師から正規教員に引き続き任用された場合と同じになります。 ※高知県教育委員会が任用する臨時的任用教職員に限ります。

Q 4 任期付教員1年目に、年次有給休暇の休暇年度が変わる8月31日から9月1日への繰越しの際に、上限日数は何日となりますか。

A 4 任期付教員の任用前に引き続いて期限付講師として任用されている場合は20日、任期付教員としての任用が初めての場合は8日となります。

Q 5 任期付教員として任用されていた者が、引き続いて正規教員として採用された場合、年次有給休暇の取扱いはどうすればいいですか。

A 5 任期付教員を退職する日の残日数を、正規教員の任用開始時に付与します。

任期付教員の休暇の取扱い

2 特別休暇

Q 1 年度当初に任期付教員として任用され、「看護休暇」や「短期介護休暇」を取得している者が、年度途中に期限付講師へと任用が変わりました。期限付講師の任用期間中にこれらの休暇を取得する場合には、残日数は何日となるのでしょうか。

A 1 任期付教員の「看護休暇」、「短期介護休暇」は、特別休暇（有給）です。一方、期限付講師（臨時的任用教職員）では、いずれも無給の休暇です。

有給と無給の違いがあることから、任期付教員の任用期間中にこれらの休暇を取得していても、期限付講師としての取得可能日数に考慮する必要はありません。また、逆の場合も同じです。

ただし、一の年度内に複数回にわたり任用形態が変わる場合には、それぞれの任用形態で取得できる期間における上限日数の範囲で取得できます。

Q 2 夏期特別休暇の対象期間（7月1日から9月31日）に、任期付教員から期限付講師に任用形態が変わった場合、取得可能日数は何日となりますか。

A 2 対象期間に取得できる上限日数の5日から、任用形態が変更する前に既に取得した日数を差し引いた日数となります。

任用形態が変わっても一の年度（対象期間）で取得できる夏期特別休暇の上限日数は5日であることに変わりはありません。

Q 3 任期付教員として任用されていた者が、引き続いて正規教員として採用された場合、「看護休暇」や「短期介護休暇」の取扱いはどのようにすればいいですか。

A 3 一の年につき取得できる日数が定められている特別休暇[※]については、一の年につき取得できる上限日数から、任期付教員の任用期間に既に取得した日数を差し引いた日数となります。

※このほかボランティア休暇が該当します。

事例

任期付教員の休暇の取扱い

○年次有給休暇

1 任期付教員の年次有給休暇の付与日数について

【例1】年度を通じて任期付教員として任用される場合

<1年目>

①-1 R2. 4. 1～8. 31 年休付与日数 8日、[この期間の取得済日数2日(以下「取得済日数」とする)]

①-2 9. 1～R3. 3. 31 付与日数 12日、繰越日数6日(8/31時点の残日数・上限は①-1の付与日数)⇒合計18日 [取得済日数2日]

<2年目> ※3年目も同じ

②-1 R3. 4. 1～8. 31 年休付与日数 8日、引継日数16日⇒合計24日、[取得済日数0日]

②-2 R3. 9. 1～R4. 3. 31 付与日数 12日、繰越日数20日(8/31時点の残日数・上限は休暇年度(①-2, ②-1)に付与された日数の合計=20日)⇒合計32日

2 任期付教員候補者名簿への登載期間中に任用形態が変わった場合における、年次有給休暇の引継ぎ・繰越しについて

【例2】年度の途中で任用形態が変更する場合・その1

<1年目>

①-1 R2. 4. 1～8. 31 任期付 年休付与日数 8日、[取得済日数2日]

①-2 9. 1～R3. 3. 31 任期付 付与日数 12日、繰越日数6日(8/31時点の残日数

※上限は①-1の付与日数)⇒合計18日 [取得済日数2日]

<2年目>

② R3. 4. 1～5. 7 期限付 年休付与日数 2日、
繰越日数16日(3/31時点の残日数)⇒合計18日、[取得済日数1日]

③-1 5. 8～8. 31 任期付 付与日数=8日-1日(②の取得済日数)=7日、
繰越日数16日(3/31時点の残日数)⇒合計23日 [取得済日数4日]

③-2 9. 1～R4. 3. 31 任期付 付与日数 12日、繰越日数19日(8/31時点の残日数・上限は休暇年度(①-2, ②, ③-1の期間)の通算期間に応じて付与された日数=20日)⇒合計31日

4. 1～8. 31の通算期間に応じて付与される8日から、既に取得した日数を除算

【例3】年度の途中で任用形態が変更する場合・その2

<1年目>

①-1 R2. 4. 1～8. 31 任期付 年休付与日数 8日、[取得済日数2日]

①-2 9. 1～12. 2 任期付 付与日数 5日、繰越日数6日(8/31時点の残日数・上限は①-1の付与日数=8日)⇒合計11日 [取得済日数2日]

② 12. 3～R3. 3. 23 期限付 付与日数=12日-2日(①-2の取得済日数)=10日、
繰越日数6日(8/31時点の残日数)⇒合計16日 [取得済日数4日]

③ 3. 24～3. 31 任期付 付与日数=12日-2日(①-2の取得済日数)-4日(②の取得済日数)=6日、繰越日数6日(8/31時点の残日数)⇒合計12日 [取得済日数1日]

9. 1～3. 31の通算期間に応じて付与される12日から、既に取得した日数を除算

<2年目>

②-1 R3. 4. 1～8. 31 任期付 年休付与日数 8日、引継日数11日⇒合計19日、[取得済日数0日]

②-2 R3. 9. 1～R4. 3. 31 任期付 付与日数 12日、繰越日数19日(8/31時点の残日数・上限は休暇年度(①-2, ②, ③の期間)の通算期間に応じて付与された日数=20日)⇒合計31日

事例

任期付教員の休暇の取扱い

【例 4】年度の途中に任用形態が変更する場合・その 3

< 1 年目 >

① R2. 4. 1～4. 8 期限付 年休付与日数 0 日

②-1 4. 9～8. 31 任期付 付与日数＝8 日 [取得済日数 3 日]

②-2 9. 1～R3. 3. 31 任期付 付与日数 12 日、繰越日数 5 日 (8/31 時点の残日数・上限は休暇年度 (①, ②-1) の通算期間に応じて付与された日数) ⇒ 合計 17 日 [取得済日数 2 日]

< 2 年目 >

③-1 R3. 4. 1～8. 31 任期付 年休付与日数 8 日、引継日数 15 日 ⇒ 合計 23 日、[取得済日数 5 日]

③-2 R3. 9. 1～R4. 3. 31 任期付 付与日数 12 日、繰越日数 18 日 (8/31 時点の残日数・上限は休暇年度 (②-2, ③-1) に付与された日数＝20 日) ⇒ 合計 30 日

4. 1～8. 31 の通算期間に応じて付与される
8 日となる (①で付与されないため)

○任期付教員名簿登載期間中に任用形態が変更される際の年次有給休暇の繰越しについて
任期付教員の名簿登載期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とした場合)

